

# 第107期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年6月23日（金曜日）  
午前10時

場所

広島県府中市元町77番地の1  
当社本店事務所4階ホール

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件

## 議決権行使期限

平成29年6月22日（木曜日）  
午後4時50分まで

株式会社 北川鉄工所

証券コード：6317

# 目次

---

- 1 第107期 定時株主総会招集ご通知

## 添付書類

- 2 事業報告

- 23 連結計算書類

- 26 計算書類

- 30 監査報告書

- 34 株主総会参考書類

次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

証券コード 6317  
平成29年6月6日

株 主 各 位

広島県府中市元町77番地の1  
株式会社 北川鉄工所  
代表取締役社長 北川 祐治

## 第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第107期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年6月22日（木曜日）午後4時50分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 広島県府中市元町77番地の1  
当社本店事務所4階ホール
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第107期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第107期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金の配当の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役9名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 後記の事業報告、計算書類及び連結計算書類ならびに株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.kiw.co.jp/>）にて修正後の内容をご案内いたします。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和を背景に、企業収益の回復や雇用環境に改善が見られるなど緩やかな回復基調で推移いたしました。世界経済は、中国を始めとするアジア新興国経済の減速、英国のEU離脱問題や米国新政権の政策に対する懸念、そして為替相場や株式市場が大きく変動する等により、依然として先行きの不透明な状況で推移しております。

当社の関連業界におきましては、IT関連等の海外向けの設備投資や農業機械が減少したものの、自動車、土木建設関連が堅調に推移しております。

このような状況の中、素形材事業関連では、前期にあった汎用エンジン部品の駆け込み特需の反動及び工作機器関連でのIT関連等の海外向け設備投資減少により、売上の減少がありました。産業機械関連の自走式立体駐車場の需要増加があり、全社の売上高は前期に比べ増加となりました。また、当社グループでは、品質の向上、生産効率の向上に努め、タイ、メキシコの海外生産拠点の収益改善や生産設備増強など事業基盤の確立に向けグループを挙げて取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高はグループ全体で、55,421百万円(前期比5.1%増)となりましたが、利益率の高い工作機器関連の売上減少が大きく、営業利益は4,255百万円(前期比13.1%減)となりました。経常利益は為替差損が大幅に減少したことから4,312百万円(前期比9.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益はタイ子会社の旧設備を減損したこと、好調なメキシコ子会社で税金費用の発生で税額が増加したこともあり、2,041百万円(前期比22.5%減)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

### [金属素形材事業]

世界の新車販売台数（平成28年1月～12月）は、前年比 4.6%増の 9,320万台となりました。その内、米国は、1,755万台（前期比 0.4%増）と微増ながら過去最高を更新し、また、最大の市場となっている中国では、2,802万台（前期比 13.7%増）に達し過去最高を更新しました。

当事業におきましては、中核である自動車トランスミッション部品はグローバルでの生産は堅調に推移していますが、国内生産の不透明感は続いております。国内の建設・農業機械部品は、前期にあった地域や馬力レンジによる排ガス規制強化に伴う汎用エンジン部品の駆け込み特需の反動などにより減少しております。北米では農業機械部品は市場の悪化や在庫抑制のため需要が減少、建設機械部品は建設需要により増加しております。欧州市場では景気底打ちや投資促進税制などにより建設・農業機械部品ともに増加、アジア市場ではタイの干ばつの影響などがありましたが、農業機械部品は順調に伸長しております。

このような状況の中、既存顧客のグローバル展開への対応を含めたインシエアの拡大と当社の強みを活かした高付加価値製品の新規受注活動に努めてまいりました。また、生産性の向上、不良の低減、歩留り改善による生産効率の改善や調達コストの削減により、収益性の改善に努めてまいりました。メキシコ子会社では、生産効率の改善が進み収益面でも順調に推移しており、また、鑄造2次ラインも本年9月頃にラインの試験運転を開始する予定です。一方、タイ子会社では、早期の業績回復に向けて鑄造2次ラインの量産稼働への対応等を進めております。

その結果、当事業の売上高は 23,425百万円（前期比 4.3%減）、セグメント利益（営業利益）は 1,720百万円（前期比 21.8%減）となりました。

### [工作機器事業]

一般社団法人日本工作機械工業会の発表によりますと、平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）の工作機械受注総額は、1兆2,893億円（前期比 7.8%減）と2年連続での前期比減少となり、低調に推移しました。内需は 5,315億円（前期比 8.2%減）、外需は 7,577億円（前期比 7.6%減）となりました。ただし、当第4四半期の推移に限っては、受注額は内需、外需ともに前年同月比で上回り、需要復調傾向がより鮮明になっております。

当事業におきましては、平成28年度期初から売上高は国内、海外ともに前期比で大幅に下回り、利益もこれに伴い低調な結果となりました。国内では補助金などの政策効果もあり、低水準ではありますが、底堅く推移しました。海外は中国のEMS(電子機器受託生産サービス)向け受注の不調により大幅な減収となりました。

このような状況の中、新たな商品開発体制を整備し、顧客個別商品(カスタマイズ商品)の受注から得られたニーズを基に商品開発へ取り組んでまいりました。この取り組みから生まれた新商品を昨年11月に開催された第28回日本国際工作機械見本市(JIMTOF2016)へ出展、発表しております。発表した新商品の市場投入を順次開始し、受注拡大に努めてまいりました。

その結果、当事業の売上高は 9,842百万円(前期比 15.6%減)、セグメント利益(営業利益)は 1,826百万円(前期比 31.3%減)となりました。

#### [産業機械事業]

一般財団法人建設経済研究所による平成28年度建設投資見通しは、前期比 2.4%増の52兆円となり、また、住宅着工戸数は前期比 5.4%増の 97万戸と見通しが上方修正されました。国内建設業界は、平成28年度補正予算成立を受け堅調に推移いたしました。一方、国土交通省による建設労働需給調査では、型枠工を中心に建設技術者不足の状態が続いております。

このような状況の中、コンクリートプラント及び関連設備では、沖縄県での設備が売上を伸ばしました。荷役機械関連設備では、首都圏での大型建築向け大型クレーンに加えて集合住宅向け小型クレーンの需要も増加しました。環境関連機器では、造粒固化処理設備、特機関連では、ウォータージェットの納入が増加しました。自走式立体駐車場では、遊興施設や商業施設併用型の大型物件が増加し、大きく売上を伸ばしました。また、業務効率改善活動に取り組み、継続した経費削減にも努めてまいりました。

その結果、当事業の売上高は 22,154百万円(前期比 33.6%増)、セグメント利益(営業利益)は 3,416百万円(前期比 33.0%増)となりました。

## 2 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、主として、金属素形材事業の受注品の増加に伴い、KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.(在外子会社)の銑鉄鋳物製造設備及びKITAGAWA(THAILAND)CO.,LTD.(在外子会社)の銑鉄鋳物製造設備を増設しております。

当連結会計年度の設備投資総額は、3,805百万円であります。

## 3 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特別な資金調達はありません。

## 4 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- 5 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- 6 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- 7 他会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。
- 8 対処すべき課題

当社は、2018年3月に創業100周年を迎えます。この100年という歴史に学び、次の100年をどういった姿でスタートするのか、常に時代にあわせて挑戦を続けていくための中長期の取り組みを検討してまいります。

当社グループの直面する重点課題を「海外事業の基盤確立」、「働き方改革による生産性向上」、「開発体制の強化」、「人材開発、人材育成の推進」ととらえ、引き続き経営基盤の強化に取り組んでまいります。また、変化の激しい環境下で、様々な衝撃に耐え復元するしなやかさを持つとともに、環境変化に適応し、学習し、自らをデザインして進化し続ける組織を「学習する組織」と呼び、変化する事業環境の中で、発展し成長を続けるためにも、自らを変え能力を備え、進化し続ける企業風土を築いてまいります。

海外事業においては、海外子会社のメキシコ、タイでは事業基盤の確立、中国では事業構造の見直し等、グローバル生産体制の構築についてグループを挙げて取り組んでまいります。また、安全、品質上において、基本的なルールを遵守、徹底することをグループ全体の取り組みとして定着させ、経営品質を高めるよう取り組んでまいります。

## 9 財産及び損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第104期 (平成26年3月期)	第105期 (平成27年3月期)	第106期 (平成28年3月期)	第107期(当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (百万円)	44,418	52,848	52,732	55,421
営 業 利 益 (百万円)	1,612	3,655	4,899	4,255
経 常 利 益 (百万円)	2,164	5,236	3,948	4,312
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,434	3,062	2,633	2,041
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	14.99	32.03	27.52	213.85
総 資 産 (百万円)	59,835	69,177	65,494	68,098
純 資 産 (百万円)	24,815	29,356	30,476	32,913

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。  
 2. 平成28年10月1日を効力発生日として10株を1株とする株式併合を実施したため、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

### (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第104期 (平成26年3月期)	第105期 (平成27年3月期)	第106期 (平成28年3月期)	第107期(当期) (平成29年3月期)
売 上 高 (百万円)	39,585	46,464	46,159	49,803
営 業 利 益 (百万円)	1,533	3,442	3,912	3,640
経 常 利 益 (百万円)	2,590	5,590	3,660	4,079
当 期 純 利 益 (百万円)	1,574	3,351	2,254	1,632
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	16.46	35.05	23.56	170.95
総 資 産 (百万円)	56,281	65,015	61,866	63,520
純 資 産 (百万円)	23,730	27,417	28,900	30,113

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。  
 2. 平成28年10月1日を効力発生日として10株を1株とする株式併合を実施したため、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## 10 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
北川冷機株式会社	70百万円	100.00%	鋳鉄製品等の加工
株式会社北川製作所	40百万円	77.50%	工作機器等の加工
株式会社吉舎鉄工所	30百万円	50.00%	鋳鉄製品の製造
KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.	2,560百万バツ	100.00%	鋳鉄製品の製造加工及び販売
KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.	1,202百万ペソ	75.00%	鋳鉄製品の製造加工及び販売
北川（瀋陽）工業機械製造有限公司	5,500千ドル	100.00%	工作機器の製造及び販売
上海北川鉄社貿易有限公司	20百万円	100.00%	工作機器の販売

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。  
 2. KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.は、2016年8月から2016年9月にわたって、550百万バツの増資を行い、資本金は2,560百万バツとなりました。  
 3. KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.は、2016年4月から2017年3月にわたって、859百万ペソの増資を行い、資本金は1,202百万ペソとなりました。

## 11 主要な事業セグメント

次に掲げた商品の製造販売を主な事業といたしております。

- 金属素形材事業……生型機械鋳造、ロストワックス精密鋳造、消失模型鋳造及び金属粉末射出成型焼結の製法により製造する自動車部品、各種機械部品
- 工作機器事業……旋盤用チャック、油圧回転シリンダ  
 NC円テーブル、パワーバイス
- 産業機械事業……コンクリートプラント、コンクリートミキサ  
 建築用ジブクレーン  
 環境関連設備、リサイクルプラント  
 自走式立体駐車場  
 ウォーターカッター、ライトマシニング

## 12 主要拠点等

当社本社	広島県府中市元町77番地の1
国内生産拠点	当社工場（広島県、埼玉県、和歌山県）、北川冷機(株)（広島県）、(株)北川製作所（広島県）、(株)吉舎鉄工所（広島県）
国内販売拠点	当社支店（広島県、宮城県、東京都、埼玉県、愛知県、大阪府、福岡県）
海外生産拠点	KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. (タイ) 北川（瀋陽）工業機械製造有限公司（中国） KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V. (メキシコ)
海外販売拠点	KITAGAWA EUROPE LTD. (英国) KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. (タイ) KITAGAWA-NORTHTECH INC. (米国) 上海北川鉄社貿易有限公司（中国）

## 13 使用人の状況

### (1) 企業集団の状況

使用人の数	前連結会計年度末比増減
2,488 名	73 名増

### (2) 当社の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
1,297 名	40 名増	43.1 歳	16.8 年

## 14 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社広島銀行	9,137 百万円
株式会社みずほ銀行	3,013
株式会社三菱東京UFJ銀行	894
みずほ信託銀行株式会社	672

## II 会社の株式に関する事項

### 1 発行可能株式総数 普通株式 30,800,000株

(注) 平成28年6月24日開催の第106期定時株主総会の決議により、平成28年10月1日付で株式併合（10株を1株に併合）に伴う定款変更を行っております。発行可能株式総数は277,200,000株減少し、30,800,000株となっております。

### 2 発行済株式の総数 普通株式 9,650,803株（自己株式 155,641株を含む）

(注) 平成28年6月24日開催の第106期定時株主総会の決議により、平成28年10月1日付で株式併合（10株を1株に併合）を行っております。発行済株式総数は 86,857,227株減少し、9,650,803株となっております。

### 3 株 主 数 10,775名（前期比 840名減）

### 4 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
北 川 鉄 工 所 み の り 会	496 千株	5.23 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	465	4.90
株 式 会 社 広 島 銀 行	446	4.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	292	3.08
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	230	2.42
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	201	2.12
北 川 鉄 工 所 自 社 株 投 資 会	176	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	176	1.86
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	175	1.85
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	171	1.80

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は自己株式（155,641株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 当社は、平成28年10月1日付で株式併合（10株を1株に併合）を行っております。  
 4. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

### 5 その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、平成28年11月11日開催の取締役会の決議により、平成28年11月14日から平成29年1月31日の間、市場取引により、96,800株の自己株式を総額 200,300,667円で取得いたしました。

## III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### IV 会社役員に関する事項

##### 1 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
北川 祐治	代表取締役社長 兼工機事業部長	北川冷機株式会社代表取締役社長 株式会社北川製作所代表取締役会長 株式会社吉舎鉄工所代表取締役社長 上海北川鉄社貿易有限公司董事長 株式会社ケーブル・ジョイ代表取締役会長 府中商工会議所会頭
北川 宏	代表取締役副社長 兼素材事業本部長	KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.代表取締役社長
北川 日出夫	取締役 常務執行役員	KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役会長
佐藤 靖	取締役 執行役員 経営管理本部長	
畑島 敏勝	取締役 執行役員 開発本部長 兼工機事業部副事業部長	
宇田 育造	取締役 執行役員 品質保証本部長 兼調達本部長	
栗本 和昌	取締役 執行役員 東京支店長	
沼田 治	取締役	
藤井 一裕	取締役	広島トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 トヨタL&F広島株式会社代表取締役会長
河村 光二	常勤監査役	
武田 康裕	監査役	株式会社マネジメントサーブ代表取締役社長 一般社団法人脳力開発機構代表理事
内田 雅敏	監査役	北川精機株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役沼田治氏、藤井一裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役河村光二氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、沼田治氏、藤井一裕氏、河村光二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 第106期定時株主総会後における役員の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
北川日出夫	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 兼 KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役会長	取締役 常務執行役員 兼 出向 KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役会長	平成28年9月1日
佐藤靖	取締役 執行役員 東日本統括 兼 素形材事業本部 素形材事業部 東京工場長	取締役 執行役員 経営管理本部長	平成28年9月1日

## 2 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成27年6月26日開催の第105期定時株主総会で定款を変更し、非業務執行取締役及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当定款に基づき社外取締役及び監査役全員と、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。

## 3 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等

区分	人数	報酬等の額
取締役	9名	162百万円
(うち社外取締役)	(2名)	(7百万円)
監査役	3名	23百万円
(うち社外監査役)	(3名)	(23百万円)
合計	12名	186百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額 500百万円以内 (但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない) と決議をいただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額 50百万円以内と決議をいただいております。  
 4. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額 44百万円 (取締役7名に対して 39百万円、監査役3名に対して 4百万円) が含まれております。

## 4 社外役員に関する事項

### (1) 取締役

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役藤井一裕氏は、広島トヨタ自動車株式会社の代表取締役社長及びトヨタL & F広島株式会社代表取締役会長であります。当社は広島トヨタ自動車株式会社及びトヨタL & F広島株式会社との間に製品等の購買取引があります。なお、両社に対する取引金額は当期連結売上高の0.1%未満であり、僅少であります。

- ② 当事業年度における主な活動状況  
社外取締役沼田治氏は、当期開催した取締役会15回のうち14回、執行役員会12回のうち11回に出席しております。  
社外取締役藤井一裕氏は、当期開催した取締役会15回のうち12回、執行役員会12回のうち11回に出席しております。  
各社外取締役は、グローバルな事業経営及び管理・運營業務など豊富な業務経験と知見を有しており、取締役会及び執行役員会等において、客観的・専門的な視点から経営全般にわたり議案の審議に必要な意見を述べるなど種々発言を行っております。
- ③ 当社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

## (2) 監査役

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
武田康裕氏は社外監査役であり、株式会社マネジメントサーブ代表取締役社長及び一般社団法人脳力開発機構代表理事であります。株式会社マネジメントサーブ及び一般社団法人脳力開発機構と当社との間に特別の取引関係はありません。  
内田雅敏氏は社外監査役であり、北川精機株式会社代表取締役社長であります。北川精機株式会社と当社との間に特別の取引関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況  
監査役河村光二氏は、当期開催した取締役会15回、執行役員会12回全てに出席し、また、当期開催した監査役会14回の全てに出席しました。  
監査役武田康裕氏は、当期開催した取締役会15回のうち13回、執行役員会12回のうち11回に出席し、また、当期開催した監査役会14回のうち13回に出席しました。  
監査役内田雅敏氏は、当期開催した取締役会15回、執行役員会12回全てに出席し、また、当期開催した監査役会14回の全てに出席しました。  
各監査役は、取締役会において、取締役の意思決定の適法性、妥当性を確保するための発言を適宜行っております。  
また監査役会において豊富な経験と高い識見に基づいて、適宜必要な発言を行っております。
- ③ 当社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

## V 会計監査人の状況

### 1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 48百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 48百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役及び経理部ならびに会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取等を通じて、会計監査人の職務の執行状況、監査計画の内容、報酬の見積根拠等を検討し、総合的に勘案した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断し、同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な在外子会社であるKITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.、KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.、北川（瀋陽）工業機械製造有限公司、上海北川鉄社貿易有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### 3 非監査業務の内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金に係る特例の認定の申請をするために業務契約を締結しております。

### 4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

上記の場合のほか、当社監査役会は、会計監査人の独立性や信頼性その他の職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## VI 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### 1 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役及び従業員の行動規範としてキタガワ企業行動憲章及びキタガワ自主行動基準を定め、これを遵守する。
- (2) 取締役会の運営については取締役会規程に定められており、月1回の定例取締役会の開催と、必要に応じた臨時取締役会の開催によって、相互の意思疎通を図るとともに、相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用して法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、監査役の監査対象になっている。
- (3) 取締役会は、内部統制システムの基本事項及び重要事項を決定し、その構築、維持、向上を推進するとともに、その下部組織としてコンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンスに関する個別の課題について協議、決定を行うとともにコンプライアンスプログラムの策定及び進捗状況の管理を行う。
- (4) 取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会にて報告するものとする。なお業務の適正を確保するための組織規程及び事務関係手続規程の各種制度は取締役の行為にも向けられており、その整備、確立も取締役の法令違反行為の抑制、防止に寄与するものである。
- (5) 当社は相談通報体制を設け、取締役、従業員が社内外においてコンプライアンス違反行為が行われたり、行われようとしていることを知ったときには、総務部長、常勤監査役又は顧問弁護士に通報しなければならないこととする。会社は通報者に対して不利益な扱いを行わない。
- (6) 監査役は当社の法令遵守体制及び相談通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報については、法令及び社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存を行う。また情報の管理については内部情報管理規程を定めて対応し、個人情報については個人情報保護規程に基づき厳格に管理を行う。

### 3 損失の危険に関する規定その他の体制

当社を取り巻くリスクとして、経営環境動向、法律対応、製品品質、販売及び調達価格、海外取引、天災事変等、さまざまな事業上のリスクが想定される。

全取締役及び全執行役員を委員とするリスク管理委員会を組織し、全社のリスク管理にあたり、業務執行に係るリスクを認識するために、部門ごとにリスク管理委員会を設ける。総合的な経営リスクについては、各部門会議、取締役会、経営会議にて分析対応を検討し管理する。不測の事態が発生したときは社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含んだアドバイザーチームを組織して迅速に対応し、損害の発生防止及びその極小化に万全を図る。

### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款、取締役会規程に定める取締役会付議事項の審議を行う。

取締役の経営意思決定機能と業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役及び監査役全員が参加する執行役員会において業務の執行状況を報告、確認し、取締役会の決定事項を効率的かつ効果的に執行する。

### 5 当社及び当社子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社企業グループは、キタガワ企業ビジョンを共有し、全ての企業グループに適用するキタガワ企業行動憲章及びキタガワ自主行動基準をもとに各社で諸規程を定めて業務の運営を行う。

年度毎に当社経営基本方針を周知し、当社意向の徹底と問題の共有を行い、毎月の当社取締役会においても当社企業グループの状況把握と対策を協議する。当社子会社は定期的に各々の取締役会を開催し、重要案件の審議を行い、結果を当社に報告する。当社子会社は社長もしくは工場長等をコンプライアンス担当責任者として、コンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスに関する取り組みを行う。当社コンプライアンス委員会は当社子会社のコンプライアンス担当責任者に指導、指示を行う。また当社グループは相談通報体制を設けており、当社子会社の取締役、従業員にコンプライアンス違反があったとき、行われようとしていることを知ったときには、当社グループの相談通報窓口に通報しなければならないこととする。併せて、グループ各社は社長もしくは工場長等をリスク管理担当責任者として、リスク管理体制を構築し、リスク管理に関する取り組みを行う。本社リスク管理委員会は、各社のリスク管理担当者に指導、指示を行う。

## 6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社には、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役から要請があった場合は、直ちに監査役の業務補助のために監査役補助者を任命することとする。監査役補助者は監査役の指揮、命令の下で職務を遂行し、その人事については監査役会との協議により行う。

## 7 当社監査役への報告体制を確保する体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、各社の業務または業績に重要な影響を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、直ちに当社監査役に報告する。当社企業グループは、通報者に対して不利益な扱いを行わない。また、当社監査役はいつでも必要に応じて当社企業グループの取締役、従業員に対して報告を求めることができる。

## 8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、取締役会はもとより経営会議をはじめ全ての重要会議に自由に出席して、意思決定の過程及び業務の進捗状況を把握するとともに、状況の説明を求めることができる。監査役が職務執行に対し、費用、債務の請求を行った場合、監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、当該費用、債務の支払いを行う。

## 9 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力が当社企業グループの活動に関与し、影響を与えることへの防止を図るための反社会的勢力排除に向けた基本方針を次のとおり定め取り組む。

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する。
- (2) 反社会的な活動や勢力の威嚇には警察・弁護士等と連携して立ち向かう。
- (3) 自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

## 10 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

### ①職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、取締役9名(うち社外取締役2名)、社外監査役3名で構成し、執行役員会及び経営会議は取締役会出席者のほか、執行役員7名を含んで構成しております。取締役会12回、臨時取締役会3回、執行役員会12回、定款の規定に基づく書面決議4回、経営会議2回を開催し、当社及び子会社の各議案について審議、業務遂行状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされ、意思決定及び監督の実効性の確保を行っております。

### ②損失の危険に関する管理、取り組み状況

主要な損失の危機について、当社では法令違反・不正行為等の早期発見及びこれらを未然に防止することを目的として、社長を委員長とし全取締役、全執行役員を委員とする「キタガワコンプライアンス委員会」を設置しており、委員会を2回開催しております。委員会ではコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策の立案等、協議しております。また、コンプライアンス推進体制を構築し、各部門ごとにコンプライアンス推進担当者の選任を行い、コンプライアンス推進会議を4回開催し、コンプライアンス推進に関する活動並びに問題の把握及び改善等を行っております。コンプライアンス事務局は、当社及び国内子会社の全社員を対象とした研修や当社階層別の研修を実施、海外子会社を含めコンプライアンスに関する冊子の配布、コンプライアンス便りの毎月配信等を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っておりましました。

また、事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となるようにすることを目的として、全取締役及び全執行役員を委員とするリスク管理委員会を3回開催しました。各事業部門ごとに部門別リスク管理委員会を開催し、各事業部門でのリスクの洗い出しと情報共有を図り、そのリスクに関する対応について検討の実施や外部講師による災害発生時の緊急対策についての演習を各事業部門のリスク管理担当者を対象に行っておりましました。

### ③当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保に対する取り組み状況

子会社につきましては、当社の企業理念、基本方針を共有し、各社で諸規程を定めて業務の運営を行っております。当社取締役会は、子会社の業務執行状況の報告と対策を協議し、子会社の取締役会に出席するなど、業務執行の監督を行っております。重要な執行案件は、当社の取締役会又は、社長の承認を得る手続きを定め運用しております。また、内部統制システム全般の整備、運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし改善を進めております。監査役は、一部の子会社の取締役会への出席、子会社への往査等を通じて監査を行っております。

④監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組みの状況

監査役会は、14回開催し、監査に関する重要な事項の報告を受け、協議・決議を行っております。

監査役は取締役会、執行役員会、経営会議等への出席、取締役からの説明の聴取等を通じて、当社の内部統制の構築及び運用の状況について確認を行うとともに、必要に応じて意見を表明しております。また、会計監査人、内部監査部門と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めております。

⑤反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

反社会的勢力に対する基本方針をキタガワ自主行動基準に明記するとともに、コンプライアンス研修等を通じて、反社会的勢力との一切の関係遮断について周知を図っております。

## Ⅶ 株式会社の支配に関する基本方針

### 1 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかし、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主が買付の条件等について検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

### 2 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

#### (1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、より多くの投資家の皆様に末永く継続して投資いただくため、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取組みとして、下記（ア）の経営理念を掲げ経営にあたっております。また、これと並行して、下記（イ）のとおり、コーポレートガバナンスの強化、充実に取り組んでおります。

##### (ア) 当社グループの経営理念

当社グループは、企業価値の源泉として4つの価値観を定め、事業活動における全ての行動および全ての判断の基準として用いています。

- ①お客様第一主義（お客様の喜びを我々の喜びとする）
- ②素直な心と勇氣（素直な心を尊び勇氣ある行動を敬う）
- ③社員満足（自律した活力あるリーダーを育成する）
- ④イノベーション（技術を誇り未知なる世界に挑戦する）

##### (イ) コーポレートガバナンスの整備

###### ①行動規範

当社では、コンプライアンスの基本として、取締役をはじめ従業員に対し、行動規範であるキタガワ企業行動憲章およびキタガワ自主行動基準を定め、これをグループ全体で遵守しております。

###### ②経営機構

取締役会規程を定め、月1回の定例取締役会の開催と、必要に応じた臨時取締役会の開催によって、相互の意思疎通を図るとともに、相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用して法令定款違反行為を未然に防止しています。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針および分担に従い、監査役の監査対象としております。

### ③内部統制システム

キタガワグループ全体の企業活動の適正を確保する体制として、取締役会は、内部統制システムの基本的事項および重要事項を決定し、その構築、維持、向上を推進するとともに、下部組織としてコンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンスに関する個別の課題について協議、決定を行うとともにコンプライアンスプログラムの策定および進捗状況の管理を行っています。

さらに、リスク管理委員会を組織し、全社のリスク管理を行っています。特に、内部統制には推進組織を設けて、規程、規則、標準等決められたことは厳しく守る風土作りを小まめに築き上げる活動を進めています。

以上当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

## (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、上記基本方針を実現するため、平成20年6月27日開催の第98期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。ただし、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等、

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。

このように、対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様へ本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間を設定し、当該期間中に当社株主総会を開催することとします。

従いまして、大規模買付行為は、株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間の経過後、開始されるものとします。

本プランは、平成26年6月24日開催の第104期定時株主総会において株主の皆様のご承認により継続しており、その有効期限は平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっております。

### (3) 具体的取組に対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、本プランは、以下の理由により上記1の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

#### ①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

#### ②株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しております。

#### ③株主意思を反映するものであること

本プランは、平成26年6月24日開催の第104期定時株主総会において、株主の皆様のご意思をご確認させていただきましたことから、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

④独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

⑤デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

本件の詳細につきましては、当社ホームページにその開示資料を掲載しておりますのでご参照ください。(http://www.kiw.co.jp/ir/pdf/2014-04-kabusiki.pdf)

(注) 本プランの有効期限は、平成29年6月23日開催予定の第107期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）終結の時までとなっています。東京証券取引所において適時開示したとおり、平成29年5月12日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって、本プランを更新せず廃止することを決議しました。詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成29年5月12日付IR情報「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非更新（廃止）および定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(http://kiw.co.jp/ir/item/201705012baishuboueisakuhaishi.pdf)

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	36,398	流 動 負 債	22,028
現 金 及 び 預 金	9,715	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	9,386
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	17,425	短 期 借 入 金	3,393
商 品 及 び 製 品	3,520	1 年 内 返 済 予 定 の	3,901
仕 掛 品	3,226	長 期 借 入 金	146
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,572	リ ー ス 債 務	1,003
繰 延 税 金 資 産	434	未 払 法 人 税 等	573
そ の 他	519	賞 与 引 当 金	44
貸 倒 引 当 金	△16	役 員 賞 与 引 当 金	3,579
固 定 資 産	31,699	そ の 他	13,155
有 形 固 定 資 産	25,434	固 定 負 債	7,077
建 物 及 び 構 築 物	5,624	長 期 借 入 金	370
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	12,400	リ ー ス 債 務	143
土 地	3,668	繰 延 税 金 負 債	221
リ ー ス 資 産	490	環 境 対 策 引 当 金	5,200
建 設 仮 勘 定	2,769	退 職 給 付 に 係 る 負 債	140
そ の 他	480	そ の 他	
無 形 固 定 資 産	485	負 債 合 計	35,184
投 資 そ の 他 の 資 産	5,780	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	3,497	株 主 資 本	29,677
繰 延 税 金 資 産	190	資 本 剰 余 金	8,640
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,724	資 本 剰 余 金	5,113
そ の 他	421	利 益 剰 余 金	16,227
貸 倒 引 当 金	△53	自 己 株 式	△302
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,076
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,483
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,402
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△810
		非 支 配 株 主 持 分	1,159
資 産 合 計	68,098	純 資 産 合 計	32,913
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	68,098

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	55,421
売上原価	44,766
売上総利益	10,654
販売費及び一般管理費	6,399
営業利益	4,255
営業外収入	
受取利息	37
受取配当金	75
持分法による投資利益	169
不動産賃貸料	50
スクラップ売却益	122
その他	169
営業外費用	
支払利息	134
売上割引	23
為替差損	323
その他	86
経常利益	4,312
特別損失	
固定資産除却損	146
減損損失	647
税金等調整前当期純利益	3,517
法人税、住民税及び事業税	1,426
法人税等調整額	△21
当期純利益	2,112
非支配株主に帰属する当期純利益	71
親会社株主に帰属する当期純利益	2,041

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	8,640	5,113	14,761	△144	28,370
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△575		△575
親会社株主に帰属する当期純利益			2,041		2,041
自 己 株 式 の 取 得				△203	△203
自 己 株 式 の 処 分				44	44
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,465	△158	1,307
当 期 末 残 高	8,640	5,113	16,227	△302	29,677

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,169	—	1,622	△1,154	1,637	467	30,476
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△575
親会社株主に帰属する当期純利益							2,041
自 己 株 式 の 取 得							△203
自 己 株 式 の 処 分							44
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	314	0	△220	343	438	691	1,130
当 期 変 動 額 合 計	314	0	△220	343	438	691	2,437
当 期 末 残 高	1,483	0	1,402	△810	2,076	1,159	32,913

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,209	流動負債	21,373
現金及び預金	6,430	支払手帳	1,717
受取手帳	4,347	支子記録債	4,739
電取子記録債	4,478	買掛金	2,922
商品及び製品	8,398	短期借入金	3,363
仕掛品	3,204	1年内返済予定の長期借入金	3,901
原材料及び貯蔵品	2,984	リース債	113
前払費用	876	未払費用	901
繰延税金資産	75	未払法人税等	359
繰上引当金	352	未払消費税	842
貸倒引当金	1,080	未払人費税	196
固定資産	△17	前払引当金	781
有形固定資産	31,310	預賞引当金	241
建物	12,331	賞与引当金	528
構築物	2,769	役員引当金	44
機械及び装置	174	固定負債	719
車両運搬具	5,234	長期借入金	12,033
器具及び備品	34	繰上入金	7,077
土地	346	繰上金	294
建物	2,988	繰上引当金	144
敷金	388	繰上引当金	4,096
貸倒引当金	395	繰上引当金	221
固定資産	384	繰上引当金	198
土地	222	負債合計	33,406
建物	147		
その他の資産	13	(純資産の部)	
投資その他の資産	18,595	株主資本	28,628
投資有価証券	3,286	資本	8,640
関係会社株	11,366	本剰余金	5,109
従業員長期貸付金	2	その他の資本剰余金	5,080
関係会社長期貸付金	17	利益剰余金	28
破産更生債権等	4,289	利益剰余金	15,182
長期未収入金	12	利益剰余金	997
前払費用	3	利益剰余金	14,184
関係会社長期未収入金	1,865	利益剰余金	495
投資損失引当金	21	利益剰余金	3,700
繰上引当金	118	利益剰余金	9,989
繰上引当金	△1,551	利益剰余金	△302
繰上引当金	△837	利益剰余金	1,484
		利益剰余金	1,483
		利益剰余金	0
資産合計	63,520	純資産合計	30,113
		負債及び純資産合計	63,520

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		49,803
売上原価		40,799
売上総利益		9,004
販売費及び一般管理費		5,363
営業利益		3,640
営業外収入		
受取利息	145	
受取配当金	372	
不動産賃貸料	87	
スクラップ売却益	31	
その他	213	850
営業外費用		
支払利息	133	
売上割引	23	
為替差損	241	
その他	13	411
経常利益		4,079
固定資産除却損	134	
減損	82	
関係会社株式評価損	200	
投資損失引当金繰入	1,065	1,482
税引前当期純利益		2,597
法人税、住民税及び事業税	1,146	
法人税等調整額	△181	965
当期純利益		1,632

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	8,640	5,080	28	5,109
当 期 変 動 額				
圧縮記帳積立金の取崩				
剰余金の配当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	8,640	5,080	28	5,109

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
圧縮記帳 積立金		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	997	506	3,700	8,921	14,126
当 期 変 動 額					
圧縮記帳積立金の取崩		△11		11	—
剰余金の配当				△575	△575
当 期 純 利 益				1,632	1,632
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△11	—	1,067	1,056
当 期 末 残 高	997	495	3,700	9,989	15,182

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△144	27,731	1,169	—	1,169	28,900
当 期 変 動 額						
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△575				△575
当 期 純 利 益		1,632				1,632
自 己 株 式 の 取 得	△203	△203				△203
自 己 株 式 の 処 分	44	44				44
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)			314	0	315	315
当 期 変 動 額 合 計	△158	897	314	0	315	1,212
当 期 末 残 高	△302	28,628	1,483	0	1,484	30,113

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社 北川 鉄 工 所  
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和泉年昭 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 福田真也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北川鉄工所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北川鉄工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社 北川 鉄 工 所  
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和 泉 年 昭 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 福 田 真 也 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北川鉄工所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号）についても、その内容を検討いたしました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月16日

株式会社北川鉄工所 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 河村 光 二 ㊟

監査役（社外監査役） 武田 康 裕 ㊟

監査役（社外監査役） 内田 雅 敏 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、将来の事業展開及び経営体質の強化のため内部留保の充実を図りつつ、安定した配当を継続することを利益配分の基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案し、下記のとおり1株につき60円とさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金60円 総額569,709,720円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月26日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 変更の理由

平成20年6月27日開催の当社第98期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、直近では平成26年6月24日開催の当社第104期定時株主総会の決議により更新しております「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）は、本定時株主総会の終結の時をもって有効期限が満了となりますが、当社は、本プランの導入時と比較すると当社を取り巻く経営環境が変化しており、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を進めていく上で本プランを継続する意義が相対的に低下しているものとの判断に至りましたので、平成29年5月12日開催の取締役会において本プランを更新せず、これを廃止することを決議いたしました。つきましては、本プランの導入等に関する定款第20条を削除し、第21条以下を繰り上げるものであります。

### (2) 変更の内容

（下線部は変更箇所を示す）

現行定款	変更案
第1条～第19条（条文省略） （株主総会決議事項） 第20条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、 <u>当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行なうことができる。</u>	第1条～第19条（現行どおり） （削除）
第21条～第45条（条文省略）	第20条～第44条（現行どおり）

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	きたがわ ゆうじ 北川 祐治 (昭和32年) (4月1日生)	昭和58年9月 当社入社 平成3年6月 当社取締役 平成7年4月 当社常務取締役 平成9年4月 当社専務取締役 平成11年4月 当社代表取締役専務 平成13年4月 当社代表取締役社長 平成28年4月 当社代表取締役社長兼工機事業部長、現在に至る  (重要な兼職の状況) 北川冷機株式会社代表取締役社長 株式会社北川製作所代表取締役会長 株式会社吉舎鉄工所代表取締役社長 上海北川鉄社貿易有限公司董事長 株式会社ケーブル・ジョイ代表取締役会長 府中商工会議所会頭	130,199株
【取締役候補者とした理由】 昭和58年の入社以来、北川鉄工所の要職を歴任し平成13年から社長（現職）を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としてしました。			
2	きたがわ ひろし 北川 宏 (昭和33年) (12月12日生)	昭和56年4月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成9年4月 当社常務取締役 平成13年4月 当社代表取締役専務 平成21年4月 当社代表取締役副社長執行役員営業本部長 平成22年4月 当社代表取締役副社長 平成27年4月 当社代表取締役副社長兼素形材事業本部長、現在に至る  (重要な兼職の状況) KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.代表取締役会長	12,357株
【取締役候補者とした理由】 昭和56年の入社以来、北川鉄工所の要職を歴任し平成21年から副社長（現職）を務め、現在はメキシコ子会社の会長を兼任するなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	きたがわ ひでお 北川 日出夫 (昭和38年 3月3日生)	昭和60年4月 当社入社 平成13年4月 当社住環境事業部長 平成16年10月 当社工機事業部長 平成17年6月 当社取締役工機事業部長 平成21年4月 当社取締役執行役員営業本部営業推進部長兼海外営業部長 平成22年4月 当社取締役執行役員中国事業準備室長 平成23年4月 当社取締役執行役員工機事業部長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.担当 平成28年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役会長 平成28年9月 当社取締役常務執行役員 出向 KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役会長 平成29年4月 当社取締役常務執行役員 出向 KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役会長兼社長、現在に至る (重要な兼職の状況) KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役会長兼社長	4,387株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 昭和60年の入社以来、工機事業部長、海外営業部長、中国事業準備室長を歴任し、平成26年から取締役常務執行役員（現職）を務め、現在はタイ子会社の会長兼社長を兼任するなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	きとう やすし 佐藤 靖 (昭和31年) 4月17日生)	昭和55年4月 当社入社 平成15年10月 当社総務部長 平成16年10月 当社住環境事業部長 平成17年6月 当社取締役住環境事業部長 平成21年1月 当社取締役立体駐車場事業部長 平成21年4月 当社取締役執行役員立体駐車場事業部長 平成22年4月 当社取締役執行役員素形材事業部長 平成23年10月 当社取締役執行役員 出向 KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表 取締役社長 平成27年4月 当社取締役執行役員東日本統括兼素形材事業本 部素形材事業部東京工場長 平成28年9月 当社取締役執行役員経営管理本部長、現在に至 る	3,692株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 昭和55年の入社以来、立体駐車場事業部長、素形材事業部長、タイ子会社社長を歴任し、平成28 年から取締役執行役員経営管理本部長（現職）を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業務経験 と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き 続き取締役候補者となりました。			
5	はたしま としかつ 畑 島 敏 勝 (昭和29年) 9月25日生)	昭和54年4月 当社入社 平成18年4月 当社産業機械事業部開発部長 平成18年10月 当社開発部長 平成20年4月 当社工機事業部技術部長 平成21年4月 当社執行役員開発本部長 平成22年4月 当社執行役員工機事業部長兼開発本部長 平成23年4月 当社執行役員開発本部長 平成27年6月 当社取締役執行役員開発本部長 平成28年4月 当社取締役執行役員開発本部長兼工機事業部副 事業部長、現在に至る	1,059株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 昭和54年の入社以来、技術部長、開発本部長、工機事業部長を歴任し、平成27年から取締役執行 役員開発本部長（現職）を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、 事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	宇田育造 (昭和28年) 2月14日生)	平成17年4月 株式会社広島銀行福山南支店長 平成19年4月 当社入社、経理部長 平成19年10月 当社経営管理副担当兼経理部長 平成21年4月 当社経営管理本部経理部長 平成24年4月 当社執行役員経営管理本部長兼調達本部長 平成24年6月 当社取締役執行役員経営管理本部長兼調達本部長 平成26年4月 当社取締役執行役員品質保証本部長兼調達本部長 平成27年4月 当社執行役員品質保証本部長兼調達本部長 平成28年6月 当社取締役執行役員品質保証本部長兼調達本部長、現在に至る	2,872株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>金融機関で培われた豊富な経験及び幅広い知見を活かし、当社入社後は経理部長、経営管理本部長を歴任し、現在は取締役執行役員品質保証本部長兼調達本部長（現職）を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
7	栗本和昌 (昭和33年) 9月21日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年4月 当社営業本部環境営業部部长 平成22年4月 当社執行役員立体駐車場事業部長 平成23年4月 当社執行役員立体駐車場事業部長兼営業部長 平成24年4月 当社執行役員経営管理本部経営企画室長 平成25年4月 当社執行役員開発本部副本部長 平成26年4月 当社執行役員東京支店副支店長 平成27年4月 当社執行役員東京支店長 平成28年6月 当社取締役執行役員東京支店長、現在に至る	2,594株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>昭和56年の入社以来、立体駐車場事業部長、経営企画室長、開発本部副本部長、東京支店副支店長を歴任し、平成27年から東京支店長を務めるなど、当社を取り巻く事業環境や属する業界について深い知識と経験を有しているため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	ぬまた おさむ 沼田 治 (昭和22年 7月13日生)	昭和47年4月 伊藤萬株式会社入社 平成14年6月 住金物産株式会社執行役員 平成16年4月 同社常務執行役員 平成18年6月 同社取締役常務執行役員 平成19年4月 同社取締役専務執行役員 平成23年6月 同社代表取締役副社長 平成25年6月 同社特別顧問 平成26年6月 日鉄住金物産株式会社顧問 平成27年6月 当社取締役、現在に至る	91株
【社外取締役候補者とした理由】 総合商社において要職を歴任し、特にグローバルな事業経営及び管理・運営業務など豊富な業務経験と知見を有しており、客観的・専門的な視点から、経営への助言を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。			
9	ふじい かずひろ 藤井 一裕 (昭和38年 12月20日生)	昭和61年4月 三井物産株式会社入社 昭和63年12月 広島トヨタ自動車株式会社入社 平成元年6月 同社取締役 平成元年8月 同社代表取締役社長、現在に至る 平成27年6月 当社取締役、現在に至る (重要な兼職の状況) 広島トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 トヨタL & F 広島株式会社代表取締役会長	91株
【社外取締役候補者とした理由】 自動車販売会社などの要職を歴任し、グローバルな事業経営及び管理・運営業務など豊富な業務経験と知見を有しており、客観的・専門的な視点から、経営への助言を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 沼田治氏、藤井一裕氏の両氏は社外取締役の候補者であります。  
3. 沼田治氏、藤井一裕氏の両氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年です。  
4. 当社は、平成27年6月26日開催の第105期定時株主総会で定款を変更し、非業務執行取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。当定款に基づき社外取締役全員と、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。本議案どおり沼田治氏、藤井一裕氏の両氏が取締役に選任された場合、当該責任限定契約を継続いたします。  
5. 沼田治氏、藤井一裕氏の両氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。  
6. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会を通じての保有分(1株未満切捨て)を含めた、平成29年3月31日現在の状況を記載しております。なお、当社は、平成28年10月1日付で株式併合(10株を1株に併合)を行っております。

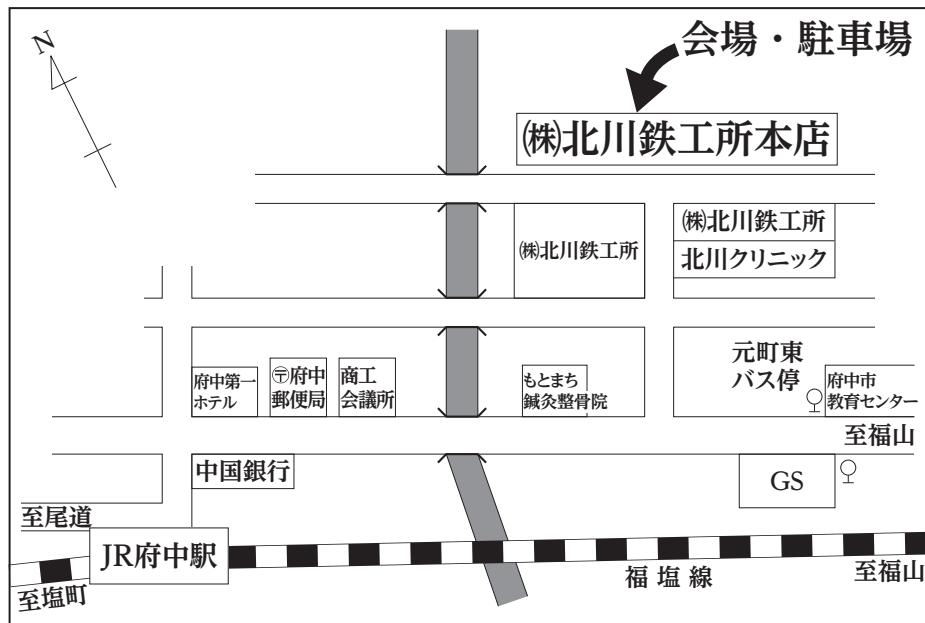
以上



# 第107期定時株主総会会場ご案内図

会 場 広島県府中市元町77番地の1  
株式会社北川鉄工所本店事務所 4階ホール  
電話 0847-45-4560 (代表)

交通機関 JR (電車) …新幹線福山駅下車、福塩線乗りかえ  
府中駅下車 徒歩15分  
バス……………中国バス福山・府中線  
元町東下車 徒歩5分



UD FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを  
使用しています。